第5章　長久手市地域福祉活動計画

1　地域福祉活動計画策定の趣旨

（1）地域福祉活動計画策定の背景及び趣旨

2016（平成 28）年３月に社会福祉法が改正され、社会福祉法人による地域の公益的な取組が責務となりました。これまで地域福祉の推進主体として中心的な役割を担ってきた社協は、今後、より一層の活動強化や、市民・団体・事業者・行政などとの連携、地域のコーディネートが求められています。

社協の全国組織である全国社会福祉協議会では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現のために「第２次アクションプラン」を作成しました。そこでは、自ら相談機関へ出向くことが難しい人のいる場所へ行き、働きかける「アウトリーチ」や、ひきこもりや不登校、近隣トラブルなど「制度の狭間」と呼ばれる多様化した地域生活課題を抱えている人や、それらの課題を複合的に抱えている人の問題解決に向けた「相談・支援体制の強化」、また「地域づくりのための活動基盤整備」や「行政とのパートナーシップ」があげられています。

地域福祉活動計画は、社協が中心となり策定する民間の行動計画です。本活動計画は 2014（平成 26）年９月に策定された「第１次計画」の基本理念・基本目標を踏まえて策定しています。

この計画は、本市の現状や地域福祉施策の変化を踏まえて、地域福祉計画と一体的に策定し、社協だけではなく市民・団体・事業者・行政などと「**ともに**」、様々な地域生活課題の解決に向けて協働することを目指しています。

（２）長久手市社会福祉協議会とは

社協にはＣＳＷ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし・しごと・つながり支援センター（生活困窮者自立相談支援事業）など様々な相談窓口があります。また共同募金運動への協力や生活福祉資金貸付事業等の全国的な公益事業、福祉まつりなど地域特性に応じた福祉活動、福祉団体事務やボランティアセンターの運営など市民活動の支援や、居宅介護支援事業所等の介護保険サービス事業も行っています。

これらの活動を通じて「地域の福祉力」を高め、「地域のつながりの再構築」を行います。そして、すべての人が、住み慣れた地域のなかでお互いに助け合い、自立して、自分らしく、自己選択・自己決定によって人生の最後まで安心で充実した暮らしができるよう、文化を尊重し、個人・家族・地域を支援することで「地域福祉の推進」を図ることを目的としています。

（３）活動計画の策定にあたって

地域福祉は、市民一人ひとり、隣近所、地域の団体、そして行政など様々な主体の関わり合いによって成り立っています。また「地域共生社会」の実現にあたっては、市民、団体、事業者、行政、社協の連携が不可欠であり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連動することで、より豊かなまちづくりが達成されます。

本活動計画の策定にあたっては、地域福祉計画と一体的に策定する事から基本理念・基本目標を同じとしました。また**「社協職員は全員が地域福祉の推進を担う」という共通の視点**のもと、事業を通じて「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがある」の５つの基本目標をどう達成するかを考えました。

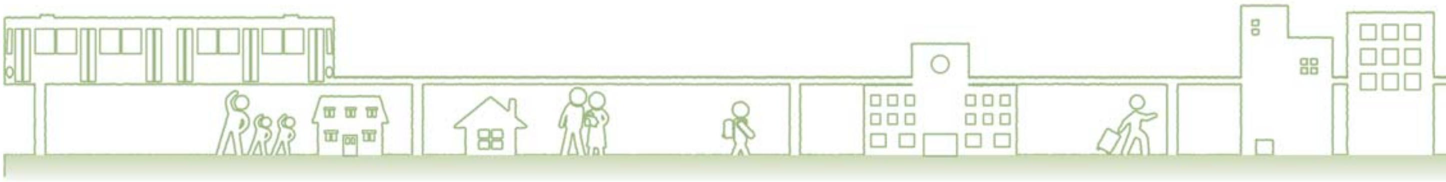

すべての人にやさしく、住みやすい福祉のまちとは？

共生社会とは、もともと障がい者に関する施策に使われてきた言葉でした。ここで、「すべての人」にやさしいまちについて考えるために、障がい者の「差別」について、考えてみたいと思います。差別と聞くと、どのようなことを思い浮かべるでしょうか？

例えば、車イスに乗っている人がレストランの入店を断られる、電車の中で大声を出している人が変な目で見られる、子どもが授業中に落ち着いて席に座っていることができず馬鹿にされる、などを思い浮かべるかもしれません。しかし、「差別」はそれだけではありません。

例えば、健常者であれば、普段自動販売機でジュースを買うときに「車イスの人はボタンの位置が高くて押せないかもしれない」と意識することは少ないと思います。ちょっとした段差を乗り越える時も同じです。私たちの暮らしは、大多数の健常者の考え方・意識が元となって成り立っていて、必ずしも障がいのある人のことを考えてつくられてはいません。これは言い換えると、私たちが気づかない内に障がいのある人を差別していることと同じかもしれません。

第5章　長久手市地域福祉活動計画

これらはわかりやすい例ですが、「目が見えない」「耳が聞こえない」という障がいや、知的・精神・発達障害など、周りからは見えにくい障がいもたくさんあります。また、病気や経済的な事情、家族関係などによって「生きづらさ」を抱えている人もみえます。

これらのことを全て考えることは難しいかもしれません。しかし自動販売機の例のように、そもそもこれらを「考えていない」・「配慮していない」・「気づかない」ことによって、知らず知らず「排除している」ことも差別なのではないでしょうか。

これらは、裏を返せば、周りの人の考え方や意識、対応の仕方などが変われば、「生きづらさ」を抱えている人も暮らしやすくなるのではないかということなのです。

それでは、私たちには何ができるのでしょうか？

そのひとつは、知らないうちに「差別」をしてしまっていることに気づくことかもしれません。気づくことが、「我が事」となる第一歩となります。

また、これを読んでいる人が、障がいのある人や何らかの事情で「生きづらさ」を抱えている人であれば、一度私たちに相談してください。行政・社協職員一丸となって、また必要に応じて関係機関や市民と「ともに」、解決に向けて動きます。それが、ゆくゆくは同じように悩んでいる人にとっても何かの力になるかもしれません。私たちは、市民の皆さまの様々な声・力・経験を必要としています。

このように多種多様な「生きづらさ」を抱えている人たちと「ともに」、すべての人にやさしいまちをめざします。多くの人が「我が事」として、生きづらさのもとが何かに気づき、生きづらさを軽減するにはどのような活動が必要かを考え実際に行動することで、「地域共生社会」は実現していきます。

2　計画の基本的な考え方

（1）基本的な考え方（行動指針）

本市は、全国的にも平均年齢が若く、福祉活動も活発です。しかし、急激な人口増加などにより地域のつながりが薄れ、地域活動に興味・関心のない人もいます。こうした現状により地域福祉の担い手に過重な負担がかかり、担い手不足となっています。誰もが安心・安全に暮らせる地域をつくるには、市民・団体・事業者・行政・社協の誰もが役割を持ち、一緒に活動していくことが重要です。これらの現状を踏まえて社協では、「ともに進む」という考え方を「行動指針」と定めて、地域福祉活動を推進していきます。

「ともに進む」

福祉ってなんだろう？

福祉の「福」と「祉」。どちらも、漢字の意味は「幸せ」という意味です。

福祉は、言いかえると“「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ”です。

ふだんの暮らしの中で、ちょっと困っている人がいたら、手を貸して、その人の「生きづらさ」をできるだけ少なくしようということです。

「なんでわざわざ手を貸さなきゃいけないの？」と思う人がいるかもしれません。でも考えてみれば、いつか自分も、そんな「生きづらさ」を感じるような状況になるかもしれません。病気になるかもしれないし、事故にあうかもしれないし、身体が不自由になるかもしれない・・・。

いつか自分が困った時に、誰かに気軽に「助けて」と言えるように、今、助けを呼ぶ誰かの声に耳を傾けて、行動をする。

そうすると、この本市に少しずつ“「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ”が増えていきます。

私たち長久手市社会福祉協議会は、そんな「ふ・く・し」を実現するために、みなさんと「ともに進み」ながら、地域福祉を推進していきます。

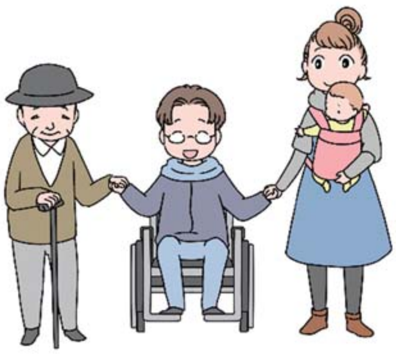

（2）活動計画の推進にあたって

活動計画の推進にあたっては、基本的な考え方（行動指針）である「ともに進む」を核としながら、各種相談業務や市民活動の支援を担う専門職・機関として、各事業を５つの目標ごとに横断的に推進し、連動させながら地域をコーディネートすることで基本理念の達成を目指します。

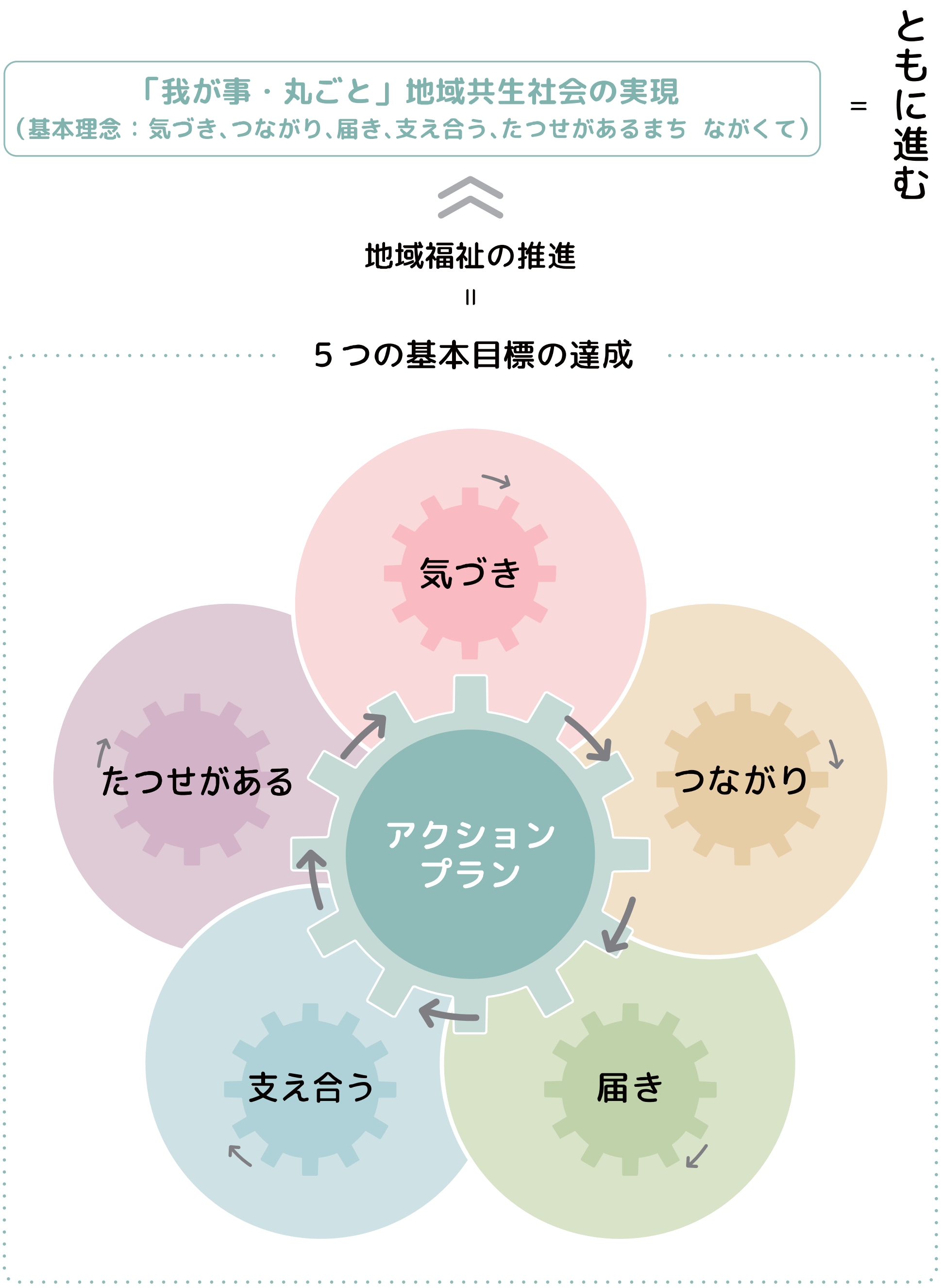

（３）大切にしたい４つの視点

社協の職員は、誰もが「地域福祉の推進役」となるべく、以下の４つの共通の視点を持って活動を行っていきます。

① お互いさま

いち早く困りごとを抱えた人に気づくことができるのは、地域の身近な人たちです。困りごとのある人、ない人も今後も安心して本市で暮らしていくためには、互いが助け合う気持ち＝「お互いさま」が必要です。「お互いさま」を育み、「お互いさま」で支え合える「ひと」「地域」づくりに取り組みます。

② 想像と創造

誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、困りごとを抱える人の立場になってその人の生活や思いを「想像」し、みんなで支え合える地域を目指します。

「ふ・く・し」の実現のため、様々な困りごとに対して、今ある仕組みを十分に活用し、また必要に応じて作り変え、必要なものがあれば新たに「創造」していきます。

③ 連携

地域の身近な人たちが気づいた困りごとを、市民とあらゆる分野の専門機関が手を取り合い、解決していきます。

④ “社協”職員（ＣＳＷ）としての自覚と誇り

私たち社協職員は、全員が「ふ・く・し」の実現を担う「ふくしのなんでも相談員」（ＣＳＷ）という自覚と誇りを持ち、個別支援や地域支援、仕組みづくりを行います。“ひとりの困りごと”は“みんなの困りごと”とし、みんなで「ふ・く・し」を考えます。

3　地域福祉活動計画の体系

〔 基本理念 〕

気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち　ながくて

〔 基本目標 〕

1　みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

2　みんなが「つながる」楽しさを知るまち

3　みんなに「届く」安心なまち

4　みんなで「支え合う」喜びを知るまち

5　みんなに「たつせがある」成長できるまち

〔 行動指針 〕

ともに進む

〔 アクションプラン 〕

地域力強化推進事業

- （1）ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）
- （2）地区社会福祉協議会事業
- （3）ご近所パートナー訪問事業（見守りサポーター養成事業）
- （4）声かけネットワーク協力事業

- （5）多機関協働相談支援包括化推進事業
- （6）生活支援コーディネーター
- （7）地域交流の集い・サロン活動の支援
- （8）地域福祉事業
- （9）共同募金運動事業
- （10）ボランティア養成事業
- （11）福祉教育事業
- （12）福祉団体事務
- （13）生活困窮者自立支援事業
- （14）地域包括支援センター
- （15）障がい者基幹相談支援センター
- （16）居宅介護支援事業

4　アクションプランの展開

社協は、「地域力強化推進事業」や「多機関協働相談支援包括化推進事業」を受託し、「地域共生社会」の実現を目指していきます。また、具体的な事業の展開として、活動計画の基本理念・基本目標に基づいて、今後５か年にわたり取り組む内容をアクションプランとしてまとめました。

（１）地域力強化推進事業について

社協では、すべての人にやさしいまちをめざし、「生きづらさ」を抱えている人と「ともに」、「地域力強化推進事業」を進めていきます。

①　ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）の配置

ＣＳＷは、市民からの様々な相談に対応する「地域の福祉のなんでも相談員」です。日常生活での「ちょっと話を聞いてほしい」という相談から、ひきこもりや不登校、家族関係、近隣トラブル等「どこに相談したらいいかわからない」といった、従来の相談窓口では対応が困難な相談にも対応しています。

例えば、動物の多頭飼育や障がい特性によってゴミ屋敷状態となり、また同時に借金や病気など複数の問題を抱えていた世帯に対して、関係機関、関係者やボランティア等と連携し、家の片付け、動物の引き取り、家計管理、サービスの導入など世帯全員への支援を行いました。

また、「地域福祉の推進役」として、これら個別支援だけではなく、不安や悩みを抱えている人々の早期発見・対応ができる地域作りを行っています。具体的には、「地区社協」の運営や、地域福祉学習会の実施、「見守りサポーター　ながくて」の養成、地域の集いの場「サロン」活動の支援などを行っています。

今後も本市では、専門機関と連携して個別支援を行いながら、地域との協働による見守り・支え合い活動を推進していきます。

②　全小学校区への地区社協の設置

支援を必要とする人を早期に発見し、地域で支え合う方法を市民とともに考えるための組織である「地区社協」を、小学校区毎に設置します。本市の地区社協の特徴は、地域に潜在化した様々な問題に対応するため、市民との意見交換を重ねながら仕組みづくりを行っていることです。具体的には、認知症予防や子育て不安の軽減、閉じこもり・ひきこもりの防止を主なテーマとして部会で話し合い、地域課題に応じた様々な部会活動を行っています。

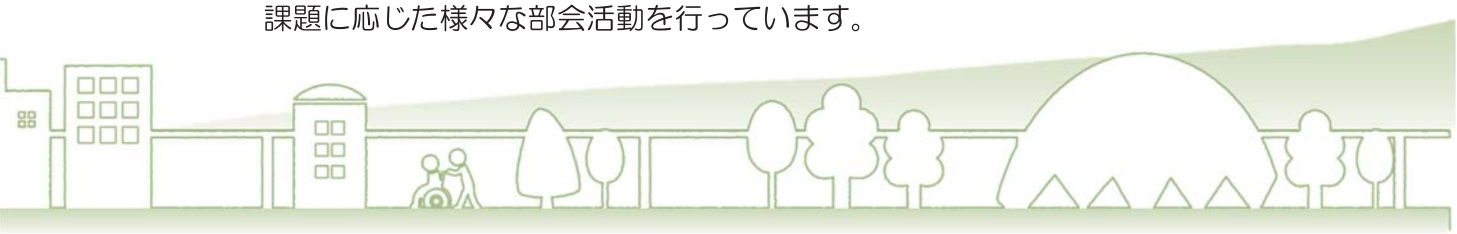

これまで、放課後の子どもの居場所作りや、子ども達の問題や課題の早期発見・つながり作りを目的とした活動、高齢者の閉じこもり防止の活動などを行ってきました。

こうした取組を更に広げていくことで、お互いの困りごとに気づき合える「感度の良いコミュニティ」を目指します。

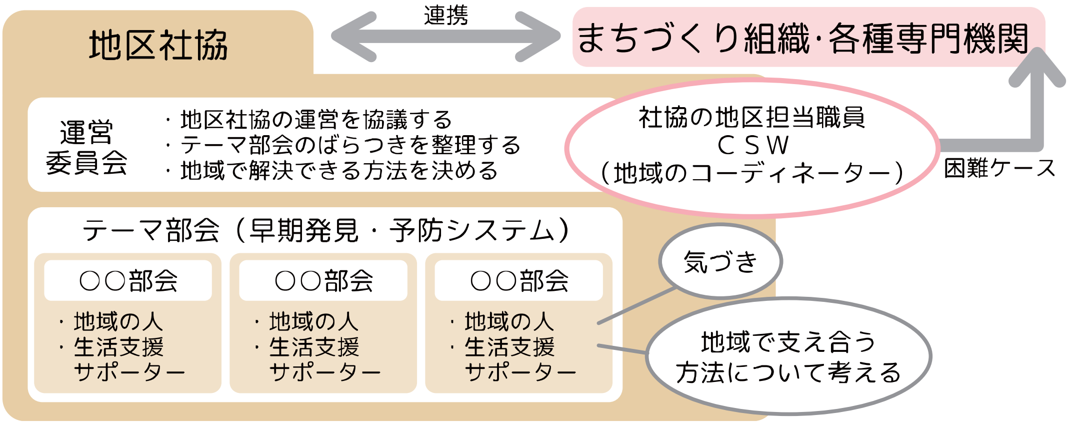

③ 見守り体制の強化

発災時の避難等に支援が必要な人の平常時の見守り体制作りを行う「声かけネットワーク協力事業」や、見守り希望者へ訪問による声かけ活動を行う「ご近所パートナー訪問事業」により、市民による見守り体制の強化に取り組んでいきます。

○ 声かけネットワーク協力事業

災害発生時の避難に特に支援を要する、要支援者のリスト（避難行動要支援者名簿）を活用し、「声かけネットワーク協力員」を探し、日頃の見守りを通して助け合える関係性を築く事業です。

まちづくり協議会、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員など市民と社協が連携し、要支援者を平常時から支え合い、見守る地域づくりを推進します。

また、避難行動要支援者名簿の対象となってない児童や、発達障がい、精神疾患等のある人についても、今後、希望に応じて平常時の見守りができる仕組みを作っていくことを検討します。

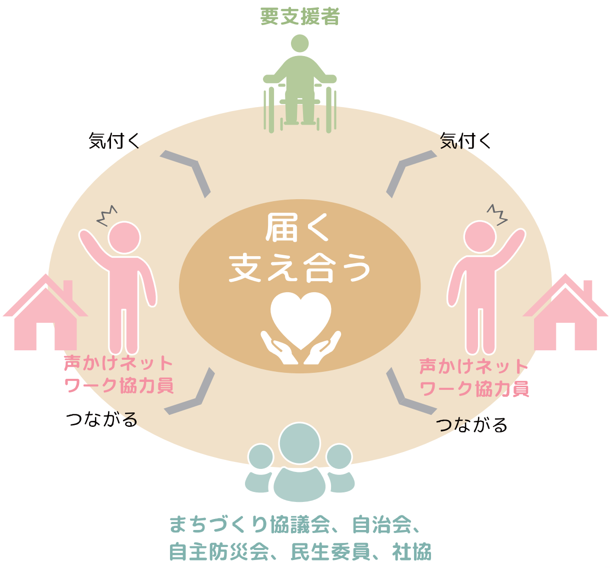

○ **ご近所パートナー訪問事業**

「見守りサポーター　ながくて」の見直しを行い、初級・中級・上級という区分を廃止しました。従来の上級の役割であった「訪問による見守り・声かけ」を行う「ご近所パートナー」を、訪問希望者とマッチングする事業です。従来の福祉サービスだけでは毎日の見守り・声かけをすることが難しい場合があり、それらを補完することが本事業の目的です。

「ご近所パートナー」とは、日常的な見守りや声かけが必要な人に対して、主に訪問をして見守りや声かけをしてくれる、地域のボランティアです。

例えば、ご本人から「１人での生活に不安があるので、定期的に声かけや安否確認をお願いしたい」「あまり周りの人と話す機会がないので話し相手がほしい」や、ご家族から「高齢の母と兄が２人で住んでいる。兄は仕事で家にいないことが多く母の生活が心配。自分もなかなか様子を見に行けないため、定期的な見守りをしてほしい」、各種相談支援機関から介護や障がい等の制度を使っている人に対して、「体調はお変わりないですか？薬を飲みましたか？などの声かけをしてほしい」などのご相談に応じます。

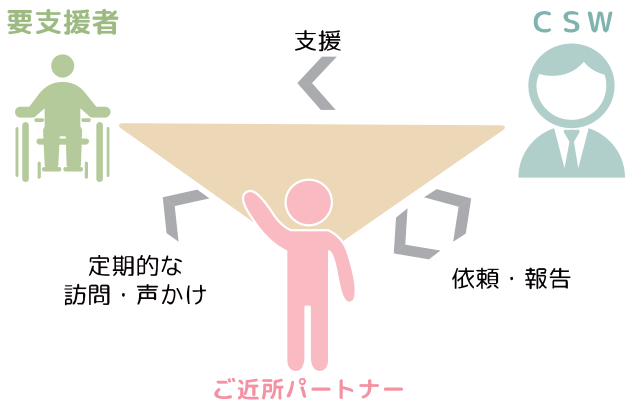

④ 相談支援包括化推進員との連携

相談支援包括化推進員と協働し、「我が事」「丸ごと」の地域づくり、「丸ごと」の相談支援の包括化を連携して進めます。

（２）多機関協働相談支援包括化推進事業について

社会構造や地域社会を取り巻く環境の変化により、人々の抱える生活課題は多様化・複雑化しています。

これまでの分野別の制度や仕組みでは対応しきれない複合化・複雑化した生活課題や制度の狭間にある課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築していきます。

①　相談支援包括化推進員（我が事・丸ごと相談員）の配置

支援のコーディネート機能を担う相談支援包括化推進員「我が事・丸ごと相談員」を配置し、福祉分野に限らず、医療・教育・雇用・住まい・司法等、あらゆる分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える世帯の生活再建・自立を支援していきます。

社協には、ＣＳＷ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし・しごと・つながり支援センター（生活困窮者自立相談支援事業）、居宅介護支援事業所等があり、支援に必要な連携を密に図ることができます。

②　「丸ごと」の相談支援

制度・分野別の「縦割り」ではなく、世帯全体の生活再建を図る「丸ごと」の支援をコーディネートします。

③　新たな社会資源の創出

地域に不足する資源や生活再建のために必要な仕組み等を検討し、地域や関係機関、市と連携・協働して、新たに創造・開発していきます。

④　「地域力強化推進事業」との連携

個人や世帯が抱える複合多岐にわたる課題や、地域の生活課題を早期発見、解決するためには、市民の力と専門機関等が協働し、包括的な体制づくりを構築していく必要があります。今後については、多機関協働相談支援包括化推進事業と地域力強化推進事業の連携を強化し、地域共生社会の実現を目指します。

（3）事業シート

地域福祉の推進のために、基本目標である「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがある」の５つのキーワードに沿って、目標・行動計画を記載しています。これらは、「地域福祉の推進役」として行うべき内容となっており、社協独自の視点で取り組むものとなります。

例えば居宅介護支援事業所では通常、自宅で生活する介護が必要な人に対して、サービス等を適切に利用できるよう介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、関係機関と連絡調整を行います。しかし、本アクションプランにおいては、介護保険サービスにつながらない利用者への対応枠を設けるなど、「社協の居宅介護支援事業所」だから行うべき、地域福祉の推進に向けた取組を記載しています。

- 「ともに進む」ための基本的な考え方･･･「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指して、社協の各担当部署・業務を通して何ができるかについての基本的な考え方を記載しています。
- 目標･･･基本理念「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち　ながくて」の５つの目標ごとに、「行動計画」の結果、「地域や地域住民がどのようになるか」を記載しています。
- 行動計画･･･５つの目標ごとに、社協が取り組んでいく主な内容と、その数値目標を年度ごとに記載しています。

事業シート一覧

アクションプラン名		
（１）	ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）	Ｐ66
（２）	地区社会福祉協議会事業	Ｐ68
（３）	ご近所パートナー訪問事業（見守りサポーター養成事業）	Ｐ70
（４）	声かけネットワーク協力事業	Ｐ72
（５）	多機関協働相談支援包括化推進事業	Ｐ74
（６）	生活支援コーディネーター	Ｐ76
（７）	地域交流の集い・サロン活動の支援	Ｐ78
（８）	地域福祉事業	Ｐ80

アクションプラン名		
（９）	共同募金運動事業	Ｐ82
（10）	ボランティア養成事業	Ｐ84
（11）	福祉教育事業	Ｐ86
（12）	福祉団体事務	Ｐ88
（13）	生活困窮者自立支援事業	Ｐ90
（14）	地域包括支援センター	Ｐ92
（15）	障がい者基幹相談支援センター	Ｐ94
（16）	居宅介護支援事業	Ｐ96

（1）ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）

「ともに進む」ための基本的な考え方

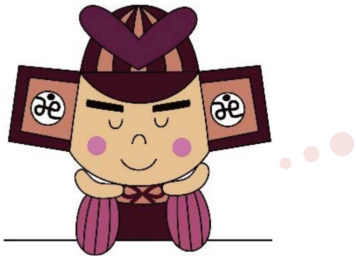

「他人事」を「我が事」として考えられる地域づくりの為に、個別支援と地域支援を一体的に行い、地域の人とともに、「ふ・く・し」のまちづくりを進めます。

目標

お互いの困りごとを「我が事」として捉え、自らのできる範囲で地域活動に参加・参画できるようになります。
当事者が、地域福祉学習会や地区社協部会活動を通じて地域活動に参加することができるようになります。

ＣＳＷによる地域福祉学習会やアウトリーチを通して、地域の中で困っている人や、困りごとに地域住民が早期に気づくようになります。

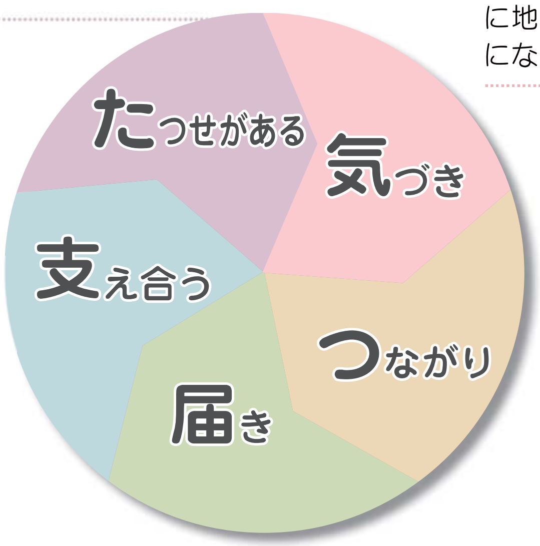

地域の人とともに、困り事を抱えている人の支援を行い、支援を通じて住民同士が支え合える関係性ができるようになります。

地域住民同士のつながりができ、地域でどんな仕組みがあったらよいかを考え、実践できるようになります。

困り事について、地域でできること、専門職と一緒になってできること、専門職が実践することなどをＣＳＷが整理し、住民に、必要に応じた的確な支援が行き届くようになります。

「地域の福祉のなんでも相談員」として個別相談と不安や悩みを人々を早期に発見・対応でき、支え続けられる仕組み（システム）作りを行う「地域福祉の推進役」である相談の専門職です。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	地域福祉学習会を実施します。 （年 48 回）	（年 72 回）	（年 144 回）	ＣＳＷへの新規相談ケースを増やします。	
	ＣＳＷによるアウトリーチを行います。 （各小学校区 年 300 世帯）	（各小学校区 年 400 世帯）	（各小学校区 年 500 世帯）	（各小学校区 年 100 ケース）	（各小学校区 年 110 ケース）
つながり	「もりもり元気食堂」や「北っこひろば」等、地域住民のつながりを再構築するための活動を実施します。 （年４事業）	（年６事業）	（年 12 事業）	地区社協の部会活動等を通じて、地域の人からの（当事者以外からの）相談ケースを増やします。 （年 18 事例）	（年 24 事例）
届き	ＣＳＷの相談対応ケース（実件数）を増やします。 （４小学校区 合計 年 2, 600 事例）	（全小学校区 合計 年 3, 900 事例）	（全小学校区 年 4, 300 事例）	複合的な課題を抱えている人へも支援が届くよう、相談支援包括化推進員と連携し相談にあたります。 （年６事例）	（年 12 事例）
支え合う	支え合える関係づくりの為に、相談者に対して積極的に地域の担い手の活用を行います。 （年 20 事例）	（年 30 事例）	（年 60 事例）	地域の担い手として、当事者の人の力を借りて個別支援を行います。 （年６事例）	（年 12 事例）
たつせがある	ＣＳＷの個別支援で関わった人の力を借りて、地域支援事業を展開します。 （年４回）	（年６回）	（年 12 回）	当事者の人々とともに、地域に対して「我が事」となるような働きかけを行います。 （年６回）	（年 12 回）

（2）地区社会福祉協議会事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

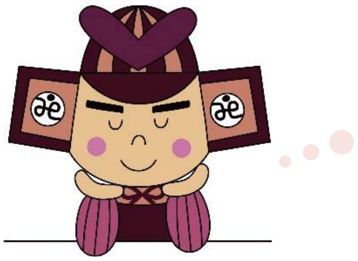

住民同士が困りごとを早期発見・対応出来るよう小学校区ごとに「感度の良いコミュニティ」をとともにつくります。

目標

様々な悩みごとを抱える地域住民一人ひとりが、周りの困り事に気づき手を差し伸べることで、誰もが役割のある地域になります。

地域に実際にある課題や困り事を知ることで、困り事を抱えている身近な人に気づくことができます。

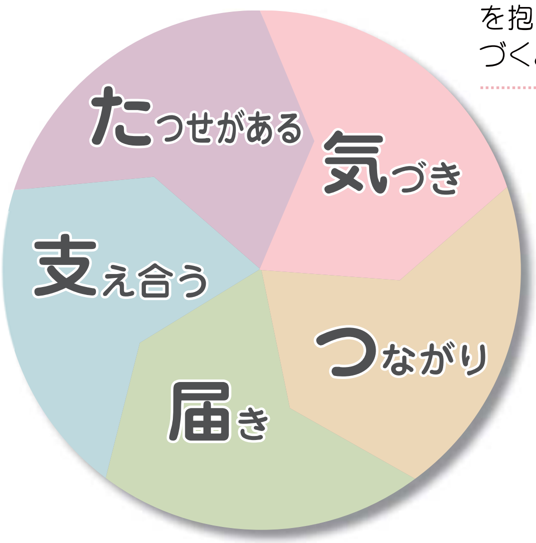

当事者、周りの人、地域課題を知るまで関わりの無かった地域住民がそれぞれ手を取り合い、部会活動を推進することで、支え合う関係性を築くことができます。

部会活動を通じ、地域住民や、民生委員・児童委員・自治会・まちづくり協議会など各種団体とのつながりを作り、地域課題について話し合い、協働して課題解決に取り組みます。

小学校区ごとの課題に応じて展開する部会活動が、「地区社協だより」や社協広報紙を通じ、当事者やその周りの人へ届くようになります。

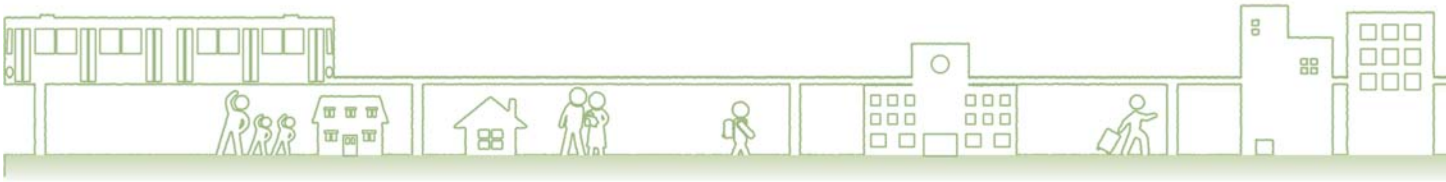

小学校区を単位として、「地域共生社会」の実現を目指し、地域へ出向く「アウトリーチ（訪問支援）」活動を主として、地域福祉学習会や部会活動を通じ、地域の困りごとを早期発見・早期対応ができる、「感度の良いコミュニティ」を地域住民とともに作ります。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	・地域福祉学習会や住民同士の意見交換を通じ、認知症、閉じこもり・ひきこもり、発達障害、子育て不安、うつ病、自殺企図、ごみ屋敷等により困っている人がいるということを知ることで、困り事の相談ができ、周りで悩む人がいればＣＳＷへ相談できるよう、気づきと相談を促します。				部会活動を通じて、ＣＳＷへの新規相談件数を増やします。
	・認知症予防部会 650 名	1, 100 名	1, 200 名	1, 300 名	
	・子育て不安軽減部会 240 名	400 名	450 名	500 名	
	・閉じこもりひきこもり防止部会 80 名	120 名	140 名	160 名	（年 48 件）
	（４小学校区学習会参加人数／年		（全小学校区学習会参加人数／年）		
つながり	各部会活動を自治会、まち協等へ周知し、実際にある地域課題や、課題に応じて展開した部会活動に団体として関わりをもってもらいます。		各団体と連携を取ることにより、部会活動を通じて地域課題への理解や、課題解決のための関わりを増やします。		部会活動を通じて連携団体からの新規相談件数を増やします。
	（１事業／各小学校区）		（年３団体）	（年６団体）	（年 12 件）
届き	地区社協だよりの発行を行います。		地区社協だよりによって、ＣＳＷへの新規相談へつなげます。		
	（４小学校区）	（６小学校区）	（年：12 件）	（年：18 件）	（年：24 件）
支え合う	地域生活課題に対する部会活動を展開していきます。			安定的に新たな部会活動への展開が出来るよう、部会員や生活支援サポーター等と協働し、部会活動の自立を図ります。	
	（２事業／各小学校区）			（１部会活動：ボランティア６名増加。）	（１部会活動：ボランティア追加６名増加。１部会活動自立完了。）
たつせがある	生きづらさを抱えている人へ、部会参加を促します。			当事者が「担い手」となる部会活動を実施します。	
	（６ケース）	（９ケース）	（12 ケース）	（１事業／各小学校区）	

（3）ご近所パートナー訪問事業
（見守りサポーター養成事業）

「ともに進む」ための基本的な考え方

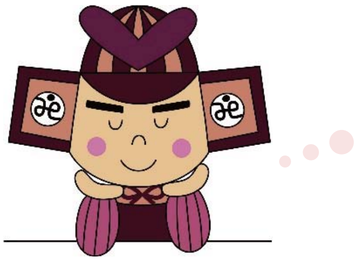

住民が気づいた変化に対し
関係機関がいち早く介入できるよう、
住民同士や各種団体間で
地域課題や気づきの視点を共有します。

目標

ご近所パートナーによる見守り体制を整え、
地域で支え合える関係となります。

日常生活で、身近な人、
近所の人の異変にすぐに
気付けるようになります。

見守りサポーターが地域を見守り、ご近所パートナーにより地域住民同士で支え合い、早期に発見できるようになります。

見守りサポーター・ご近所パートナーと関係機関が情報共有をしやすい関係をつくり、気づきが関係機関にすぐにつながるようになります。

制度を利用している・いないに関わらず、困っている人がご近所パートナーを地域の支え手として活用できるようになります。

日頃からあいさつ・声かけを行いながら、困っている人や気になる人を見かけたらＣＳＷに相談する「見守りサポーター」の養成を行います。

また、定期的な見守りが必要な人に対し、訪問による見守りを行う「ご近所パートナー」をマッチングし、地域住民同士が支え合う仕組みをつくります。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	自治会、サロン、各種ボランティア団体などで、見守りサポーターの養成講座を行います。（年に 250 人）	（年に 300 人）	（年に 350 人）	見守りサポーターからの「気づき」の連絡を受けて、相談対応します。（年に 6 人）	（年に 12 人）
つながり	対象者ごとに、ご近所パートナーとの関わり状況を確認します。（年に 1 回）	ご近所パートナーに、地域福祉学習会を実施します。（年に 1 回）	民生委員等関係機関とご近所パートナーとの交流会を開催します。（年に 1 回）	ご近所パートナーから民生委員、ケアマネジャー等関係機関への連絡を増やします。（1 ケースにつき月1回）	（1 ケースにつき月1回）
届き	支援の際に、「ご近所パートナー」による見守りを検討（紹介）します。（12 ケース）	（18 ケース）	（24 ケース）	民生委員、ケアマネジャー等関係機関から「ご近所パートナー」の見守り相談を増やします。（8 ケース）	（14 ケース）
支え合う	定期的な見守りが必要な人へ「ご近所パートナー」のマッチングを行います。（10 ケース）	（11 ケース）	（12 ケース）	（13 ケース）	（14 ケース）
たつせがある	「ご近所パートナー」同士の意見交換会を開催します。（年 1 回）	（年 1 回）	（年 1 回）	交流会にて「ご近所パートナー」から実際の事例を報告いただき、見守りの視点を共有していただきます。（年 1 回 1 事例）	（年 1 回 3 事例）

（4）声かけネットワーク協力事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

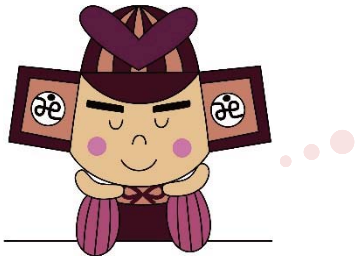

緊急時に助けを必要とする人に対し、普段から地域住民同士で見守り合うことができる仕組みを、市内関係機関及び民生委員、自治会等関係団体とともにつくっていきます。

目標

気づきの視点をもつ協力員により、困り事解決のため仕組み作りや啓発を行うことができるようになります。

協力員となる住民が、対象者の困り事を早期に発見できるようになります。

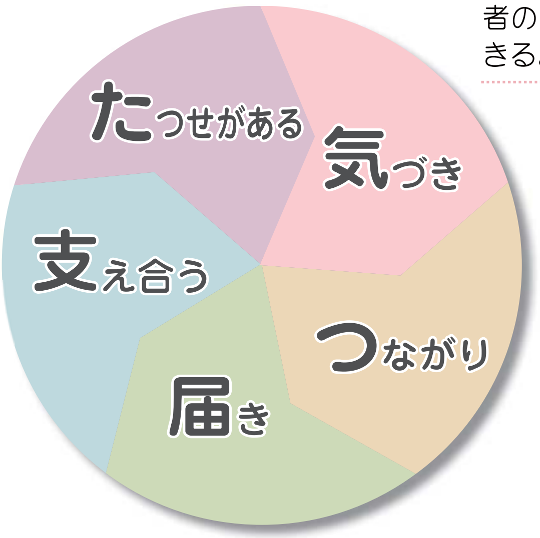

協力員が、対象者の困り事を早期発見・早期対応でき、地域のネットワークを有効に活用できるようになります。

協力員が、相談機関や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア組織等の地域の団体とつながりを持てるようになります。

異変時は、協力員と関係機関が連携し、対象者の状況や希望に合わせた支援、声かけを行います。

災害などの緊急時に支援を要する人に対し、地域の中で日頃から見守り助け合える関係性を築くため、「声かけネットワーク協力員（協力員）」をマッチングします。緊急時だけでなく、平常時にも協力員を通して民生委員・児童委員等の関係団体や社協、その他相談支援機関（関係機関）につながる体制を構築し、日頃から身近な住民同士が支え合う仕組みをつくります。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	対象者にどのような困りごとがあるか関係団体と話し合います。（年１回）	学習会を通して、困りごとに対する気づきの視点について関係団体間で共有します。（年１回）	学習会を通して、困りごとに対する気づきの視点について協力員、関係団体間で共有します。（年２回）	協力員同士の交流会を通して、気づきの視点を共有します。（年１回）	協力員からの、対象者に関する気づきや相談を増やします。（各小学校区５名）
つながり	本事業推進の為の関係団体の役割を整理します。（年１回）	協力員をどのように探していくか、関係団体と検討します。（年３回）	対象者と協力員とのマッチング状況を、関係団体と共有します。（年１回）	関係団体と協力員との交流会を開催します。（年１回）	日頃の見守り活動から、気になる事柄を民生委員等の関係団体と共有します。（年５件）
届き	関係団体とともに、対象者の選定を検討します。（年１回）	関係団体と話し合い、本事業のモデル地区を選定します。（１地区）	マッチングの為の個別訪問を、関係団体とともに実施します。（１地区）	（２地区）	対象者に異変がある際に、協力員や各相談機関による声掛け・訪問・相談を促します。（２地区）
支え合う	関係団体間による支援体制を確認し、平常時及び異変時にどのような支援が可能か互いに共有します。（年１回）	モデル地区に対象者がどのぐらいいるか、関係団体と共有します。（年１回）	関係団体と協力員をどうサポートできるか、方法を検討します。（年１回）	関係団体と、協力員に対してイベントやサロンの情報を提供できる体制を検討します。（年１回）	協力員から対象者へ、団体間ネットワークを活用したイベントやサロン等の紹介を促します。（対象者数 15 名）
たつせがある	関係団体とともに、協力員として活動して頂く人の選定を行います。（年１回）	関係団体とともに、協力員探しを進めます。（１地区）	協力員同士の交流会を開催し、お互いの見守りや事例報告を行います。（年１回）	仕組みづくりのため、協力員の気づきの視点を地区社協等にて報告・講話頂きます。（６地区）	地区社協にて、協力員とともに仕組みづくりを行い、早期発見・早期対応の部会活動を展開します。（各小学校区１事業）

（5）多機関協働相談支援包括化推進事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

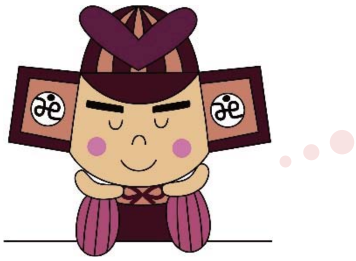

複合的な生活課題や生活のしづらさを抱えている人や世帯の生活再建に向けて、地域の様々な関係機関等と連携・協働し、誰もが安心してその人らしく暮らせる地域づくり、仕組みづくりに取り組みます。

目標

様々な分野・立場の人、事業所、団体等が困りごとを抱える人への支援に関わることで誰もが安心して暮らせる地域になっていきます。

関係機関等の世帯支援の視点や気づきの強化により、支援が必要な人や世帯が早期に支援を受け、生活再建が図れるようになります。

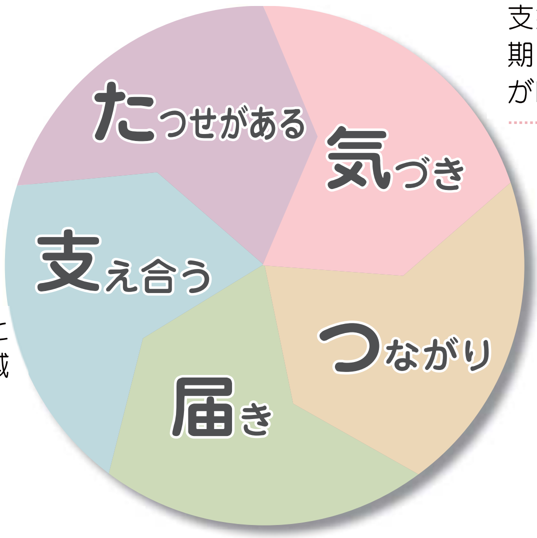

お互いの困りごとを「我が事」として捉え、支援が必要な人を地域で支え合えるようになります。

様々な関係機関や地域資源等がつながり、連携・協働し、支援チームとなって、困りごとを抱える人の生活を支えます。

複合的な生活課題や制度の狭間にある課題への対応等、生活に困っている人や世帯が生活再建に必要な支援を受けられるようになります。

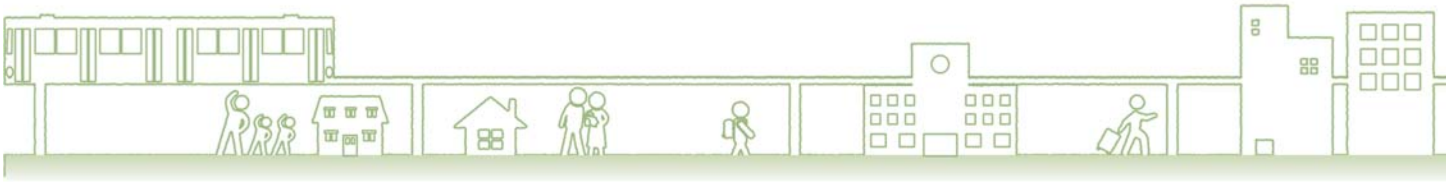

複合化・複雑化した生活課題に総合的に対応するための包括的な相談支援体制を構築し、福祉分野に限らず、様々な分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える人や世帯の生活再建や自立を支援します。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	実務者会議を開催する他、相談機関が集まる場等に参加していきます。				
つながり	相談支援包括化推進協議会、実務者会議、個別ケース会議を開催します。 （協議会年２回） （実務者会議 年３回）	（協議会年２回） （実務者会議 年３回）	（協議会年２回） （実務者会議 年３回）	（協議会年２回） （実務者会議 年３回）	（協議会年２回） （実務者会議 年３回）
届き	地域に不足する資源や生活再建に必要な仕組みを検討していきます。				
支え合う	ＣＳＷと連携しながら地域での暮らしを支援していきます。				
たつせがある	制度や事業だけでなく、地域の担い手等と連携した支援をコーディネートします。 （対応件数年40件）	（対応件数年40件）	（対応件数年40件）	（対応件数年40件）	（対応件数年40件）

（6）生活支援コーディネーター

「ともに進む」ための基本的な考え方

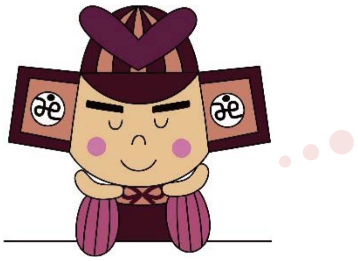

地域住民のニーズや社会資源と、生活支援サポーター等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を図ります。
住民の特技を活かし、地域全体で支え合えるまちを目指します。

目標

関係機関と連携をしながら、地域住民が特技を活かした地域活動を取り組むことができます。

生活支援サポーターを知り、地域活動に参加する事ができます。

必要な集いの場が作られ、参加者同士で運営をすることができ、支え合いの仕組みが広がります。

企業や福祉事業所の抱える課題に対して、地域住民が解決をすることができます。

生活支援サポーター等の地域活動を継続的に実施することや、新たな活動を発見することができます。

この事業では、他機関と連携しながら多様な地域資源を活用し、日常生活圏域の生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行っています。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	活動を知ってもらうためのチラシを作成し、自治会回覧等で紹介します。 （年１回発行）	（年１回発行）	生活支援サポーターが、それぞれ興味のある活動に参加できる人数を増やします。 （活動人数：年 60 人）	（活動人数：年 90 人）	（活動人数：年 120 人）
つながり	企業や福祉事業所等へのヒアリングを行い、地域で支えることのできる課題等を把握します。 （年 40 か所）	（年 40 か所）	課題を整理し、生活支援サポーターの活動につなげていきます。 （マッチング件数:年50件）	（マッチング件数:年75件）	（マッチング件数:年100件）
届き	地域住民が興味のあることや学びたいことについて研修等を実施します。 （年２回）	（年４回）	（年６回）	支援を必要としながら生活支援サポーターのマッチングが少ない分野に対して、理解を得るための研修を実施します。 （年２回） （研修後マッチング５件）	（年２回） （研修後マッチング５件）
支え合う	地域ケア会議等へ出席し、またＣＳＷとも情報共有しながら地域ニーズの情報を収集し、集いの場として事業を展開します。 （集いの場３件）	（集いの場３件） 集いの場の参加者が参画し、運営を行えるように支援します。 （年１件）	（集いの場４件） （年１件）	（集いの場５件） （年２件）	（集いの場６件） （年３件）
たつせがある	地域住民の特技を活かした地域活動への支援を行います。 （年１件） 地域活動における協働者を増やします。 （１名）	（１名）	協働者を組織化し、地域住民の活躍の場を増やします。 （年１件）	関係機関と連携し、相談者の特技を活かした地域活動への参加支援を行います。 （年１件）	（年２件）

（７）地域交流の集い・サロン活動の支援

「ともに進む」ための基本的な考え方

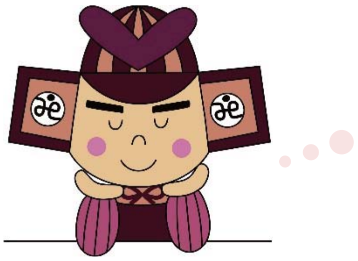

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民が行う活動を支援し、子どもから高齢者までいきいきと暮らせる福祉のまちづくり・仕組みづくりを行います。

目標

サロンに参加するだけでなく、運営にまわることができるようになります。

身近な場所にどんなサロンがあるのか、興味関心をもち知ることができます。

サロンの代表者や参加者がそれぞれの活動や悩みごとを共有できるようになります。

身近な場所で、楽しみやつながりがもてるようになります。

集い場を通して顔を合わせる機会が増え、ちょっとした悩みごとを相談できるようになります。

この事業では、誰もが住み慣れた地域で子どもから高齢者までが、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域住民によって主体的に運営されている団体が行う、地域交流のつどい・サロン活動に対して助成金を交付することにより、団体のサロン活動の自立や自主運営を支援することを目的としています。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	社協広報紙「福祉のまちながくて」やホームページなどにサロンの記事を掲載します。（年に４回）	（年に４回）	（年に４回）	市民に情報が届き、サロンに参加することができる人を増やします。（広報等を通じたサロン活動への新規マッチング件数 24件	30件）
つながり	きっかけづくりのための出前講座や勉強会を行います。（年６回）	（年６回）	（新規サロン年６か所）	障がい者や子育てサロンなど運営にサポートが必要なサロンを立ち上げます。（年２か所）	障がい者や子育てなどのサポートが必要なサロンへの訪問および情報共有のための連絡を行います。（各サロン 年6回）
届き	ＣＳＷや生活支援コーディネーターによる定期訪問で状況確認をします。（各サロン年に２回）	（各サロン年に２回）	サロン参加者からＣＳＷへの相談を増やします。（サロン参加者からの相談件数　年12件）	（サロン参加者からの相談件数　年24件）	サロン参加者からの紹介による相談ケースを増やします。（紹介による相談件数 年６件）
支え合う	サロン代表者・参加者がそれぞれの活動や悩みを共有し、支え合いをテーマにした交流会を実施します。（年に１回）	（年に１回）	（年に１回）	生活支援コーディネーターと連携してサロンが継続して運営していける仕組みを考えます。（生活支援サポーターのマッチング件数 ５件	10件）
たつせがある	サロンに参加している人が、運営やその他の地域活動に参加できるよう支援します。（年に２人）	（年に２人）	（年に２人）	他サロンの運営のノウハウを生かし、障がい者や子育てサロン運営の為協働できるよう支援します。（年に１事例）	（年に１事例）

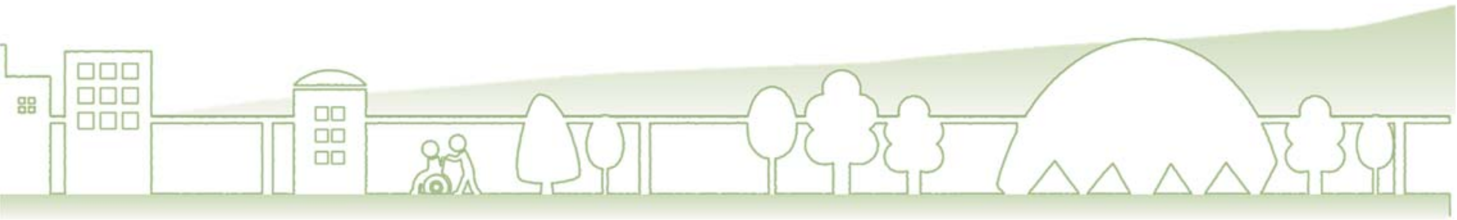

（８）地域福祉事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

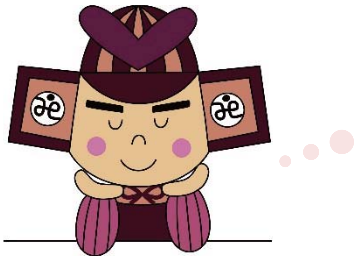

様々な形、様々な世代、様々な人達が福祉に接する機会をつくることで、誰もが自分らしく地域福祉に関われるようにします。

目標

誰もが参加できる福祉の支援活動が様々な人や団体に広がります。

福祉が他人事ではなく自分に関係する福祉に気づくようになります。

社協の進める地域の支え合い活動（地域福祉）の支え手が増えます。

市民が中心となって考える誰もが参加しやすいイベントを通じて福祉とつながることができるようになります。

困窮する世帯や福祉課題を抱えた世帯が、生活福祉資金等を活用することで、世帯を立て直すことができるようになります。

社協広報紙の発行、ホームページでのＰＲなど社協や福祉に関する情報発信やフードドライブ、男性の料理教室、ひとり親家庭等援助、日常生活自立支援、福祉まつり、社協会員募集など特定の小地域ではなく市内全域での地域福祉の取り組みを行います。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	自分に身近な福祉を考える機会をつくるために福祉をテーマにしたフォトコンテスト行います。		フォトコンテストにＳＮＳなども活用し幅広い年代に参加を促します。		
	（10 点応募）	（15 点応募）	（30 点応募）	（30 点応募）	（40 点応募）
つながり	市民が主体の実行委員会と協働して福祉に関するメインテーマを設けてボランティア、福祉事業者・団体が集う福祉まつりを開催します。				
	（参加 1800 名）	（前年比５％増）	（前年比５％増）	（前年比５％増）	（前年比５％増）
届き	低所得・障がい・高齢者など様々な福祉課題を抱えた世帯に対して生活福祉資金の情報が届くように情報発信をしていきます。				
	（相談件数３％増）	（相談件数３％増）	（相談件数３％増）	（相談件数３％増）	（相談件数３％増）
支え合う	社協の会員募集事業において、協力を得ている自治会に対して社協の活動や会員募集事業の意義等を説明を行っていきます。				
	（10 か所）	（10 か所）	（10 か所）	（10 か所）	（10 か所）
たつせがある	誰もが参加しやすい福祉活動として家庭内の不要な食品を集めて生活困窮者へ食料支援を行う団体への支援を行います。（フードドライブ事業）また活動を広めるために他団体との一緒に活動を行います。				
	（100 名以上からの食品寄付）	（100 名以上からの食品寄付）	（120 名以上からの食品寄付）	（120 名以上からの食品寄付）	（140 名以上からの食品寄付）

（9）共同募金運動事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

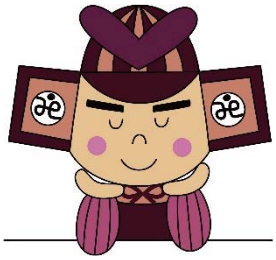

共同募金運動を通じて募金や運動など様々な形で参加してもらうことで、安心して暮らせるまちづくりを行います。

目標

市民以外にも様々なお店や企業などが募金運動により参加するようになります。

募金活動や募金の使われ方が誰もが目にするようになり募金への理解がより深まります。

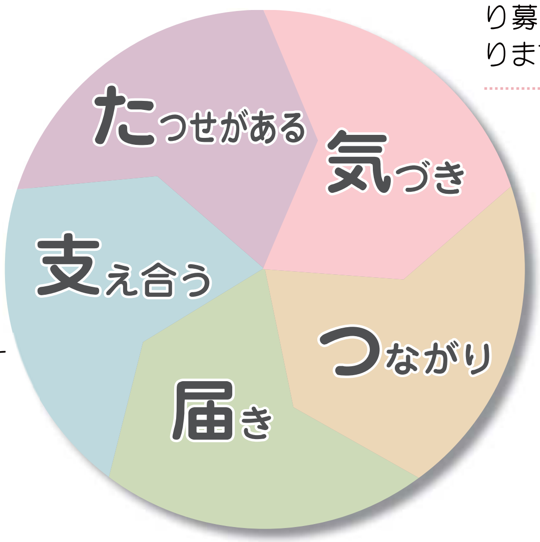

共同募金を通じて誰もが助け助けられるようになります。

イベントなどの身近な場所で募金運動が行われることで誰もが共同募金運動と繋がることができるようになります。

地域の困りごとに対して素早く共同募金の支援が届くようになります。

市民、自治会、学校、企業、団体など様々な人々の協力により戸別、街頭、イベントなど様々な形で実施される地域課題解決のための福祉活動への資金を募る募金活動です。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	共同募金がどのような地域の福祉活動に活用されているか多くの人に伝えるために常設展示します。 （１か所）	（２か所）	（３か所）	（４か所）	（５か所）
つながり	多くの人が集まる自治会等のまつり、イベントで共同募金運動を行います。 （４か所）	（５か所）	市内 6 小学校地区のすべての地域でまつりやイベントに共同募金運動を行います。 （６か所）	（６か所）	（６か所）
届き	通常の共同募金運動に加えてその時々の状況に合わせたテーマを設けて募金活動を実施していきます。またテーマに関係する団体等に募金活動に協力してもらいます。 （協力３団体）	（協力３団体）	（協力５団体）	（協力５団体）	（協力５団体）
支え合う	共同募金の戸別募金を自治会からの協力を得て実施していきます。 （110 自治会）	（110 自治会）	（110 自治会）	（110 自治会）	（110 自治会）
たつせがある	地域のお店などに募金箱の設置など募金活動に協力してもらいます。 （２か所）	（２か所）	（２か所）	（２か所）	（２か所）

（10）ボランティア養成事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

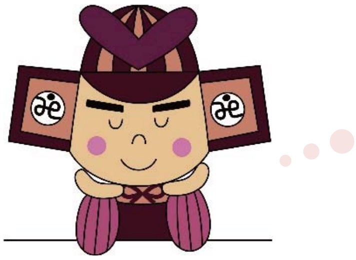

自分の関心があるテーマ、自分のできる範囲でのボランティア活動を支援し、誰もが生きがいや役割を持って暮らすことのできるようにしていきます。

目標

男性のボランティア活動が活発になります。

子どもたちの変化に早く気づけるようになります。

ボランティア団体、個人が支え合うことでより活動が活発になります。

ボランティア活動をしたい人が興味を持った時に、始められるようになります。

ボランティア団体の活動が市民に届いて参加がしやすくなります。

ボランティア活動を行いたい、必要な人を支援するボランティアセンターを拠点として、ボランティアの情報収集、発信やボランティアの教育、講座、相談やボランティアのマッチングなどボランティア活動の活性化を目的に事業を行います。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	登下校見守りボランティアを対象に子どもの異変や変化に気づけるようになるような講座を実施します。				
	（年１回 10 名）	（年２回 20 名）	（年３回 30 名）	（ボランティアから関係機関への連絡年３件）	（ボランティアから関係機関への連絡年３件）
つながり	ボランティア未経験者に向けて簡易な内容の説明会を定期的に実施します。			障がい者支援など特定の分野に興味のある人に向けた説明会を開催します。	
	（10 名）	（20 名）	（30 名）	（10 名）	（20 名）
届き	福祉団体、ボランティア団体が実施するイベントや募集を集約して回覧板や公共施設等で配布します。				
	（年４回）	（年 12 回）	（年 12 回）	（年 12 回）	（年 12 回）
支え合う	ボランティア団体の強みや困りごとをアンケートで集約します。	ボランティア団体を支援するボランティアのマッチングを行います。			
	（50 団体）	（年２件）	（年２件）	（年４件）	（年４件）
たつせがある	定年前後の男性が参加したいと思うボランティア講座の内容を検討します。	定年前後の男性を対象にした講座を開催します。	定年前後の男性を対象にした講座を複数日で開催します。		
	（６回検討会開催）	（年１回 10 名）	（年１回 15 名）	（年１回 20 名）	（年１回 20 名）

（11）福祉教育事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

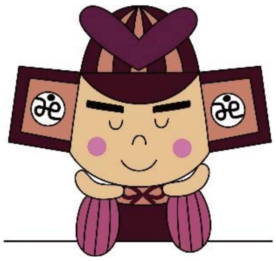

地域での支え合いの気持ちを育むために、障がいや高齢など様々な立場の人について学ぶことにより、誰もが地域でともに暮らしやすくなります。

目標

障がい者や高齢者が福祉の担い手にもなります。また当事者の思いを伝える場所ができるようになります。

福祉に関する体験から、障がいや高齢者の困り事に気づくようになります。

子ども達の地域での支え合いや福祉への思いが様々な人に伝わるようになります。

障がい者支援などのボランティア活動をする団体と市民とのつながる機会が増えます。

地域での自主的な福祉活動が行いやすくなり、地域で福祉活動が活発になります。

小中高等学校の福祉教育を支援する社会福祉協力校、高齢者体験や障がい者支援を学ぶ福祉実践教室、子ども達の視点で福祉を表現する福祉作文コンクール、ボランティア１日体験などを行う福祉体験学習、ふれあい子ども劇などの様々な福祉に関する学びの支援、機会や資材の提供をします。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	誰でも参加可能な障がい者支援や高齢者疑似体験ができる市民向け福祉実践教室を開催します。		依頼に応じて地域での出張の福祉実践教室も行うようにしていきます。		
	（年１回 10 名参加）	（年２回 20 名参加）	（年２回 20 名参加）	（年３回 30 名参加）	（年３回３０名参加応募）
つながり	ボランティア団体を講師とした、市民向け福祉実践教室を開催します。				
	（１団体）	（２団体）	（２団体）	（３団体）	（３団体）
届き	社協が無料貸し出しする福祉用具、書籍を充実することで地域での福祉的なイベントや講座を支援します。				
	（貸出件数５％増）	（貸出件数５％増）	（貸出件数10％増）	（貸出件数10％増）	（貸出件数10％増）
支え合う	市内の小中高校生が書いた福祉作文の朗読テープを作り学校等で流すなど、作文を発表する場を作ります。				
	（６か所）	（６か所）	（９か所）	（９か所）	（９か所）
たつせがある	障がい等の当事者や家族介護経験者などに講師等で福祉実践教室等において協力してもらいます。				
	（５回）	（５回）	（５回）	（７回）	（７回）

（12）福祉団体事務

「ともに進む」ための基本的な考え方

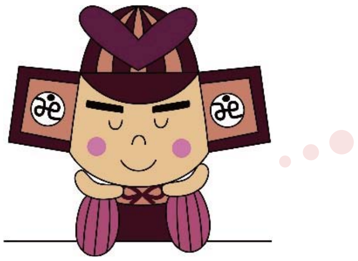

当事者団体が自主的に地域組織や他の団体と協働していくことや仲間や生きがい作りなどの活動をすることで誰もが暮らしやすい地域を目指します。

目標

福祉団体への理解が深まります。

活動を通じて独居高齢者等の困り事に気づくようになります。

福祉団体の人たちに団体の活動以外の福祉の内容が伝わるようになります。

市民が各福祉団体を知り参加しやすくなります。

福祉団体に加入する人たちに福祉サービスが届くようになります。

希望の会（知的障害者の家族会）、遺族会（戦没者）、シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会連絡協議会など様々な当事者等の団体の事務を行うことで団体を発展させていきます。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	シニアクラブが実施する友愛訪問を支援していきます。				
	（４回実施）	（４回実施）	（４回実施）	（４回実施）	（４回実施）
つながり	加入者が減少傾向の福祉団体を市民に対してＰＲを実施します。		関係機関を通じてＰＲ活動を実施してもらいます。		
	（年４回）	（年４回）	（２機関）	（加入者数％増）	（加入者数％増）
届き	ＣＳＷ、地域包括支援センター、認知症カフェなど制度内、外の福祉の案内を行っていきます。				
	（年 10 回）	（年 10 回）	（年 15 回）	（年 15 回）	（年 15 回）
支え合う	役員会等で福祉の講話を行っていきます。				
	（２回）	（２回）	（３回）	（３回）	（５回）
たつせがある	地域で当事者として話をする機会を作っていきます。				
	（１回）	（２回）	（２回）	（２回）	（２回）

（13）生活困窮者自立支援事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

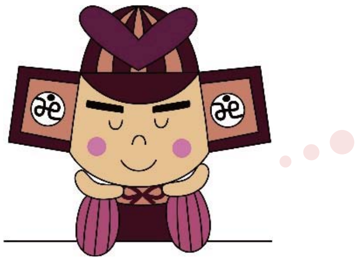

生活に困っている人、生活のしづらさを抱える人一人ひとりへの支援を通じて地域の様々な社会資源とつながり、連携、協力しながら、誰もが安心してその人らしく暮らせる地域づくりに取り組みます。

目標

誰もが住み慣れた地域で自立して暮らしていくために、一人ひとりの求める社会参加の機会や就労の場を、地域や企業、団体等が提供することによって、いつでも利用できるようになります。

様々な理由で生活に困っている人や世帯に地域や関係機関が気づき、困っている人が早期に支援を受けて生活再建が図れるようになります。

就労の場や機会を求める人と働き手を求める地元企業等が、地域の中で結びつきます。

支援を通して、生活に困っている人・世帯が地域や関係機関、社会資源とつながることで、地域でその人らしい生活ができるようになります。

生活に困ったときに不安や心配、困りごとをまず相談できる窓口として、『くらし・しごと・つながり支援センター』が地域で身近な存在になります。

様々な理由で生活に困窮している人や世帯に対し、困りごとや課題の解決を図りながら、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援を通じて、福祉分野のみならず、労働、保健、文教、金融、住宅、司法等の様々な分野と連携し、支援ネットワークの構築を目指します。（生活困窮者自立支援制度）

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	関係機関や地域での事業説明を行います。 （年２回）	（年２回）	（年３回）	（関係機関等による新規相談件数年53件）	（関係機関等による新規相談件数年56件）
	生活福祉資金貸付等の貸付との連携強化をしていきます。 （年16件）	（年17件）	（年18件）	（年19件）	（年20件）
つながり	支援を通じて新たな連携機関・社会資源を開拓します。 （年５ヶ所）	（年５ヶ所）	支援ネットワークの構築状況を検証し、今後の開拓分野を検討します。 （年２回検討会開催）	検証結果をふまえた新たな連携機関・社会資源を開拓します。 （年５ヶ所）	（年５ヶ所）
届き	地域住民に身近な場所（公共施設、コンビニ等）へチラシを設置します。 （年２回）	チラシ設置場所を新たに開拓します。 （年５ヶ所）	物品配布による周知活動行っています。 （年１回）	チラシ設置や物品配布による周知活動を継続的に実施します。 （チラシ等による新規相談件数年４件）	（チラシ等による新規相談件数年５件）
支え合う	市内の産業・企業の状況（分野、業種、規模、雇用状況等）をリサーチし、人手不足の企業等を把握します。 （年２回）	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施（年５回）し、人材を求める企業等への就労をマッチングしていきます。 （年１回）	（年１回）	（年２回）	（年２回）
たつせがある	市内の産業・企業の状況（分野、業種、規模、雇用状況等）をリサーチし、就労体験等を行っている企業を把握します。 （年２回）	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施（年５回）し、就労体験の受け入れ先を開拓します。 （年１社）	（年１社）	（年２社）	（年２社）

（14）地域包括支援センター

「ともに進む」ための基本的な考え方

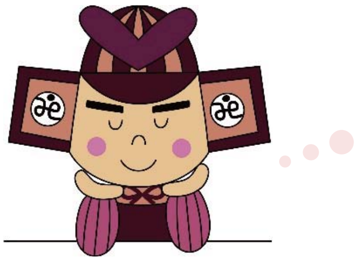

だれもが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、市民と専門職が一体となって、課題解決のために何が必要なのかを考え、地域の新しいしくみ作りを行います。

目標

周囲の困っている人に声をかけるなど、自分の役割や、やりがいを見つけ、自分が求められていることを実感できるようになります。

認知症や介護問題、消費者被害、高齢者虐待等の困り事に早期に気づけるようになります。

みんなでお互いに協力し合いながら、支援が必要な人を支え合えるようになります。

地域住民同士のつながりを持ち続けられるようになります。

地域の資源をはじめ、医療や保健、介護、行政の制度を活用することで、切れ目のない支援が届き、だれもが地域で、可能な限り自立した生活を送れるようになります。

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護・福祉・健康・医療など、様々な分野から総合的に高齢者とその家族を総合的に支えます。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	地域のサロンや喫茶店等に出向いて出張相談や出前講座で情報提供・収集を行います。				
	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）
つながり	出張相談や出前講座の場で、地域包括支援センターの周知活動を行っていきます。				
	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）
	地域サロンや集い場などの社会資源へつないでいきます。				
	（月に 1 人）	（月に 1 人）	（月に 1 人）	（月に 1 人）	（月に 1 人）
届き	地域ケア会議で地域課題の抽出を行っていきます。				
	（月に 1 回）	（月に 1 回）	（月に 1 回）	（月に 1 回）	（月に 1 回）
支え合う	支援が必要な人に対して、見守りサポーター、ご近所パートナー、民生委員、市福祉サービスなどにつないでいきます。				
	（年 12 ケース）	（年 12 ケース）	（年 12 ケース）	（年 12 ケース）	（年 12 ケース）
たつせがある	CSW や生活支援コーディネーター等による、活躍の場づくりに協力し、地域のサロンや出張相談等にて、紹介していきます。				
	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）	（年 40 回）

（15）障がい者基幹相談支援センター

「ともに進む」ための基本的な考え方

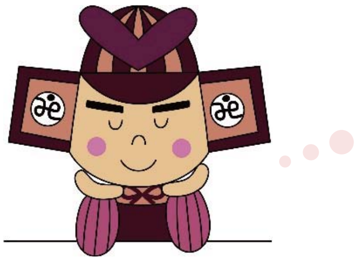

誰もが地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、障がい者等の相談支援に関する業務を総合的に実施するとともに、必要な社会資源の開発・コーディネートを行います。

目標

支えあいの輪が継続可能な仕組みになります。

誰もが誰かの手助けを受けないと暮らせない時があることに気がつくようになります。

同じような不便さを感じている人を想像し、不便さが解消される行動を実行してみることで、支えあいの輪が広がります。

手助けを受けないと暮らせない生活には、どんな不便さがあるのかを教えてもらい、知ることで理解が広がります。

不便さを解消するために、ちょっとした行動をお互いに実行できるようになります。

障がいや病気のために、日々の生活の中で生きづらさを抱えているご本人・ご家族と一緒に「どんな生活を送りたいか」「今どんな困りごとがあるのか」ということを考え、解決に取り組みます。また、地域にある社会資源（福祉サービス事業所・保育園・学校･医療機関など）と連携し、ネットワーク作りに努め、支援の必要な人をチームで支えられる仕組み作りをします。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	障がいによる様々な生きづらさに気づくための啓発イベントをテーマ決めて開催します。（テーマ例：知的障がいの人・育てにくい子ども・仕事が続かない人・うつ病・中途障がいの人など）				
	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）
つながり	啓発イベント等で、障がいによる生きづらさは、どんな暮らしの不便さがあるのか当事者等が伝える場面を作ります。				
	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）
届き	啓発イベント等で障がいによる暮らしの「不便さ」に対し、参加者が、何か手助けを考え、実施してもらいます。				
	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）
支え合う	障がいによる生きづらさに関する啓発イベントを開催して、同じような暮らしづらさを持つ人への手助けを実施し、支えあいの輪を広げていきます。				
	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）
たつせがある	啓発イベント内で、支えあいを継続できるようにする仕組みを当事者と一緒に考えます。				
	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）	（年１回）

（16）居宅介護支援事業

「ともに進む」ための基本的な考え方

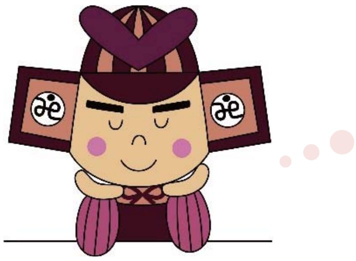

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、家族にも目を配り、地域住民とともに支援を行います。またＣＳＷ等と協働し、介護が必要な人の暮らしを地域全体で支えるための仕組みづくりを行います。

目標

介護の経験や思いを伝える場ができ、自身や家族の介護の経験、思いなどを役立てることができようになります。

利用者だけではなく、世帯全体に支援の目が広がります。

近隣住民による支え合いの関係ができ、利用者の日常の変化にすぐに周りの人が気付くことができるようになります。

介護保険につながりにくい利用者も支援が届くようになります。

介護保険サービスだけではなく、近隣住民による見守りや、サロン活動の紹介し、よりその人らしく暮らせるようになります。

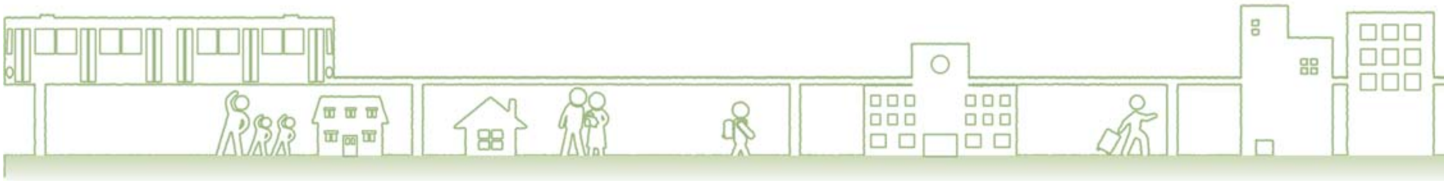

この事業では、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	気付きの視点を持つ為、8050 問題等に関する研修に参加します。（各職員年 1 回以上）	8050 世帯等の複合的な課題を抱えた世帯を発見し、関係機関につなげます。（年に 1 世帯）	（年に 2 世帯）	（年に 4 世帯）	（年に 5 世帯）
つながり	介護保険サービスにつながらない利用者への対応枠を設けます。（月に 1 人）	（月に 2 人）	（月に 2 人）	（月に 2 人）	（月に 2 人）
届き	サロンなどの地域担い手によるサービスの活用がなされているか、ケース毎にモニタリングを行います。（全ケース）	（全ケース）	（全ケース）	（全ケース）	（全ケース）
支え合う	近隣住民による定期的な見守りが必要な人をＣＳＷへ連絡し、マッチングを行います。（10 ケース/年）	（10 ケース/年）	（10 ケース/年）	（10 ケース/年）	（10 ケース/年）
たつせがある	介護経験者の話を聞きたい人、話したい人など、ニーズを把握します。（全ケース）	話をしたい人と話を聞きたい人をマッチングします。（1 ケース）	（3 ケース）	（5 ケース）	ＣＳＷと協働し話をしたい人、聞きたい人の組織化を行います。（1 団体）